秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和五年三月三十一日

秋田県監査委員

秋田県監査委員告示第一号

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程(昭和五十三年秋田県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。 秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 監査第二課 十九~二十一 略 | を除く。)。十八 外部監査に関すること(監査第二課の所掌に属するもの十五~十七 略 | すること(監査第二課の所掌に属するものを除く。)。 | 一〜十三 略 監査第一課 監査第一課 (所掌事務) | ―― 一 一 小 を置く。 | 改正後 |
|--|---|--|---------------------------|-----------------------|-----|
| 一十九 外部監査に係る外部監査人との協議、意見及び決定並び 「二十~二十二 略 | 十八 外部監査に係る総合調整に関すること。 十五~十七 略 | すること(監査第二課の所掌に属するものを除く。)。は外部監査の結果を参考として講じた措置の通知の公表に関十四 監査若しくは外部監査の結果に基づき、又は監査若しく | 一〜十三 略 監査第一課 監査第一課 (所掌事務) | を置く。 | 改正前 |

| 一 略 第五条 事務局長は、次に掲げる事務を専決することができる。 (専決) | 10~12 略 | ユリーダーは、上司の命を受けて、監査業務に関する重略 ・ | 主事を置くことができる。 2 必要に応じて、課に上席主幹、サブリーダー、主査、主任又は 3 リーダー、主幹及び副主幹を置く。 (職員の職) | 六~八略に関すること。 に関すること。 五外部監査(企業会計又は財政的援助団体等に係るものに限一~四略 |
|--|-------------------|---|---|---|
| 一 略 第五条 事務局長は、次に掲げる事務を専決することができる。(専決) | 10 9 5 12 略 略 | 3 前二項に規定するもののほか、第二条第二項に規定する班に、 当該班の事務を掌理させるため、班長を置く。 でる。 「お事項の企画、調整等をつかさどる。」は、書記をもつて充な事項の企画、調整等をつかさどる。 | 主事を置くことができる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 六~八 略 |

| 3 課長が不在のときは、当該事務を所掌する班 の班長 その事務を代決することができる。 2 前項の場合において、首席監査監も不在のときは、主務課長が | 2 課長が不在のときは、当該事務を所掌するチームのチームリー |
|--|--|
| ができる。 | |
| 第七条 事務局長が不在のときは、首席監査監がその事務を代決す | 第七条 事務局長が不在のときは、主務課長 がその事務を代決す |
| (代決一) | (代決等) |
| 一〜四 略 | 一~四 略 |
| 4 班長 は、次に掲げる事務を専決することができる。 | 4 チームリーダーは、次に掲げる事務を専決することができる。 |
| 3 略 | 3 略 |
| 八略 | 八略 |
| 特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関すること。 | 特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関すること。 |
| 七 所属の職員のうち、上席主幹及び班長 の管理職員 | 七 所属の職員のうち、上席主幹及びチームリーダーの管理職員 |
| 除く。)及び職務に専念する義務の免除に関すること。 | 除く。)及び職務に専念する義務の免除に関すること。 |
| 六 所属の職員の休暇(班長 以外の職員の年次休暇を | 六 所属の職員の休暇(チームリーダー以外の職員の年次休暇を |
| 五 班長 の時間外勤務及び休日勤務に関すること。 | 五 チームリーダーの時間外勤務及び休日勤務に関すること。 |
| 四 班長 の出張及び復命に関すること。 | 四 チームリーダーの出張及び復命に関すること。 |
| 一~三 略 | 一~三 略 |
| 2 課長は、次に掲げる事務を専決することができる。 | 2 課長は、次に掲げる事務を専決することができる。 |
| 七略 | 七 略 |
| 分休業に関すること。 | 分休業に関すること。 |
| 六 首席監査監以下の職員の育児休業及び部分休業並びに修学部 | 六 課長 以下の職員の育児休業及び部分休業並びに修学部 |
| 支給の対象となる勤務の確認に関すること。 | 支給の対象となる勤務の確認に関すること。 |
| 五 職員のうち、首席監査監及び課長の管理職員特別勤務手当の | 五 職員のうち、 課長の管理職員特別勤務手当の 課長の管理職員特別勤務手当の |
| 義務の免除に関すること。 | 義務の免除に関すること。 |
| 四 職員のうち、首席監査監及び課長の休暇及び職務に専念する | 四 職員のうち、 課長の休暇及び職務に専念する |
| に関すること。 | に関すること。 |
| 三 職員のうち、首席監査監及び課長の時間外勤務及び休日勤務 | 三 職員のうち、 課長の時間外勤務及び休日勤務 |
| と。 | ىك_ ° |
| 二 職員のうち、首席監査監及び課長の出張及び復命に関するこ | 二 職員のうち、 |

第九条 3 3 課長が、 長が不在のときは、総務事務センターの当該事務を所掌するチ前項の規定によりセンター長が専決する事務について、センター が不在のときはサブリーダーが代決することができる。この場合 | - ダーもともに不在のときは、事務局長が決裁するものとする。| ダーが代決することができる。この場合において、当該チームリ 在のときは事務局長が決裁するものとする。 (補助執行) ムのチームリーダーが代決することができる。 チームリーダーの専決する事項について、 当該チームリーダー 当該チームリーダー及びサブリーダーが不在のときは サブリーダー及び課長がともに不 当該チームリーダー 第九条 3 2 5 4 る。 長が不在のときは、総務事務センターの当該事務を所掌する班前項の規定によりセンター長が専決する事務について、センター 在のときは事務局長が決裁するものとする。 が不在のときは課長が (補助執行) 班長 略 が代決することができる。この場合において、当該班長 略 もともに不在のときは、事務局長が決裁することができ 当該班長 の専決する事項について、 が代決することができる。 当該班長 及び課長がともに不

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。